



1年でいちばん寒さの厳しい時期、春の便りが待ち遠しいですね。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法に基づく届出・申出に関する各種マニュアル・様式を更新（厚生労働省・経済産業省・環境省）

化審法に基づく通常新規化学物質の届出及び高分子化合物の事前確認を受けるための申出手続等に関するマニュアルが更新された。関連する各種様式及び高分子化合物製造・輸入申出書の様式も更新され、各様式では「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令」の一部改正に伴い、押印が廃止されている。

[もっと詳しく](#) [経済産業省（通常新規化学物質の届出）](#) / [経済産業省（高分子化合物の事前確認の申出）](#)

② 令和3年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出の日程を公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

化審法に基づく令和3年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程が公開された。いずれの期間も全ての方法による申出（オンラインによる電子申出、郵送による光ディスク/書面申出）が受け付けられる。

[もっと詳しく](#) [経済産業省（令和3年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について（お知らせ））（PDF）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① POPRC16がオンラインで開催（ストックホルム条約事務局）

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第16回会合（POPRC16）が1月11～17日（日本時間）にオンラインで開催され、デクロラプラス並びにそのsyn-及びanti-異性体について更なる情報に基づき引き続き検討すること、メトキシクロルについてリスク管理に関する評価を検討することが決定された。また、新たに提案されたUV-328についてはマイクロプラスチック等を介した長距離輸送性が指摘されたことから、長距離輸送性の基準適用に関するガイダンスを起草するためのワーキンググループが設置される。

[もっと詳しく](#) [経済産業省（ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第16回会合（POPRC16）が開催されました）
Sixteenth meeting of the Persistent Organic Pollutants Review Committee \(POPRC.16\)](#)

② REACH 認可候補リストに2物質群を追加（ECHA）

1月19日付で新たに2物質群がREACHの認可対象候補リスト（Candidate list）に追加された。今回の追加で高懸念物質（SVHC）は合計211物質となった。

[もっと詳しく](#) [ECHA（Candidate List updated with two chemicals that are toxic for reproduction）](#)

③ REACH 制限物質リストに16物質群を追加（欧州委員会）

2020年12月15日付でREACH規則附属書XVII（制限物質リスト）の修正案が採択され、新たに16物質群が追加された。今回採択された修正は2021年7月5日又は10月1日から適用される。

[もっと詳しく](#) [EUR-Lex（Commission Regulation \(EU\) 2020/2096 of 15 December 2020）](#)

④ PBT 5物質の一部の使用を禁止又は制限（米国 EPA）

米国EPAはTSCA規則第6条(h)に基づき、残留性、生物蓄積性及び毒性(PBT)を有する5物質の一部の使用を禁止・制限する規則を最終決定し、対象となる用途やリスク管理措置を公表した。この最終規則は2月5日に発効する。物質、用途等によって規制開始日が異なるため、詳細は各最終規則（final rules）で確認する必要がある。

[もっと詳しく](#) [米国EPA（Persistent, Bioaccumulative, and Toxic \(PBT\) Chemicals under TSCA Section 6\(h\)）](#)

⑤ 1,4-ジオキサンのTSCA リスク評価を公表（米国 EPA）

米国EPAは1,4-ジオキサンについて、特定の使用条件下で健康又は環境に不当なリスクをもたらすとのTSCA リスク評価結果を公表した。今後EPAは、特定されたリスクに対処するための規制措置を講じる必要がある。

[もっと詳しく](#) [FEDERAL REGISTER（1,4-Dioxane; Final Toxic Substances Control Act \(TSCA\) Risk Evaluation; Notice of Availability）](#)

特集：韓国向けSDSの最新動向

韓国向け SDS 及びラベルの作成規則が改正され、2021年1月16日から雇用労働部告示 2020-130 (MoEL 2020-130) が施行されました。

SDS の記載に関する変更点は、下記の通りです。

① SDS の第 3 項の成分含有量の表示方法

- ・ 25%未満の場合：±10%の範囲で記載が可能になりました。
- ・ 25%を超える場合：±20%の範囲で記載が可能になりました。

② 分類項目の追加

物理化学的性状については、可燃性ガスの危険性区分が区分 1/区分 2/自然発火性ガスの 3 種に変更されました。また、引火性液体に区分 4 が追加されました。ヒト健康有害性については、皮膚腐食性の細区分 (区分 1A/区分 1B/区分 1C)、眼刺激性の細区分 (区分 2A/区分 2B)、皮膚感作性の細区分 (区分 1A/区分 1B) が追加されました。

③ 一部の危険有害性情報 (H コード) 及び注意書き (P コード) の変更

今回の改正により、韓国向け SDS については、雇用労働部長官に「物質安全保健資料システム」を通して SDS を提出し、提出時に付与される【番号】を SDS に記載することになりました。なお、申請の手続きには、韓国の企業番号が必要です。

SDS に記載する成分情報 (化学物質名、CAS 番号、含有量) についても、非開示にする場合は、雇用労働部に情報保護申請をする必要があります。情報保護を認められた場合、雇用労働部から提供される、認証番号と有効期間を SDS の 3 項に記載する必要があります。こちらの申請にも、韓国の企業番号が必要です。

本機構では、韓国向け GHS 対応 SDS 及びラベル作成の支援業務を承っております。お気軽にご相談ください。



お知らせ

○ 専門誌記事執筆

専門誌「月刊化学物質管理」2021年2月号に、本機構職員の執筆記事「PFOA・PFOS 等、有機フッ素化合物における日米欧の規制動向」が掲載されています。

👉 [月刊化学物質管理ウェブサイト](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、田辺、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp